



平成25年労働組合基礎調査結果の概要をお知らせします。

【調査の概要】

- (1)この調査は、厚生労働省が我が国のすべての労働組合を対象に、労働組合数、組合員数、加盟組織系統等の状況を明らかにすることを目的として、毎年6月30日現在で実施している労使関係総合調査(労働組合基礎調査)です。
- (2)本調査結果は、県内分を独自に取りまとめたもので、単位組織組合と単一組織組合の最下部組織である単位扱組合とをそれぞれ1組合として集計したものです。(別紙(参考)をご覧ください。)
全国の状況は厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)をご覧ください。

【調査結果の概要】

(1)労働組合数、組合員数、推定組織率の状況(第1表)

組合数は1,496組合で前年の1,492組合に比べ4組合増加、組合員数は178,024人で前年の180,685人に比べ2,661人減少した。
推定組織率は20.1%で前年比0.1ポイント減少した。

(2)適用法規別組合数及び組合員数(第2表)

適用法規別の組合員数は労組法適用組合員が141,104人(全体の79.3%)、次いで地公法適用組合員が34,534人(同19.4%)となっている。

(3)労組法適用組合の産業別組合数及び組合員数(第3表)

労組法適用組合の産業別の組合員数は、製造業が最も多く58,930人(全体の41.8%)、ついで建設業の19,986人(同14.2%)、医療、福祉が15,078人(同10.7%)となっている。

(4)主要労働団体別組合数及び組合員数(第4表)

主要労働団体別組合員数は連合長野(日本労働組合総連合会長野県連合会)が106,744人、県労連(長野県労働組合連合会)が22,315人となっている。

(5)パートタイム労働者の労働組合員数(第5表)

パートタイム労働者の労働組合員数は7,597人(対前年112人増)で、全労働組合員数に占める割合は4.3%となっている。

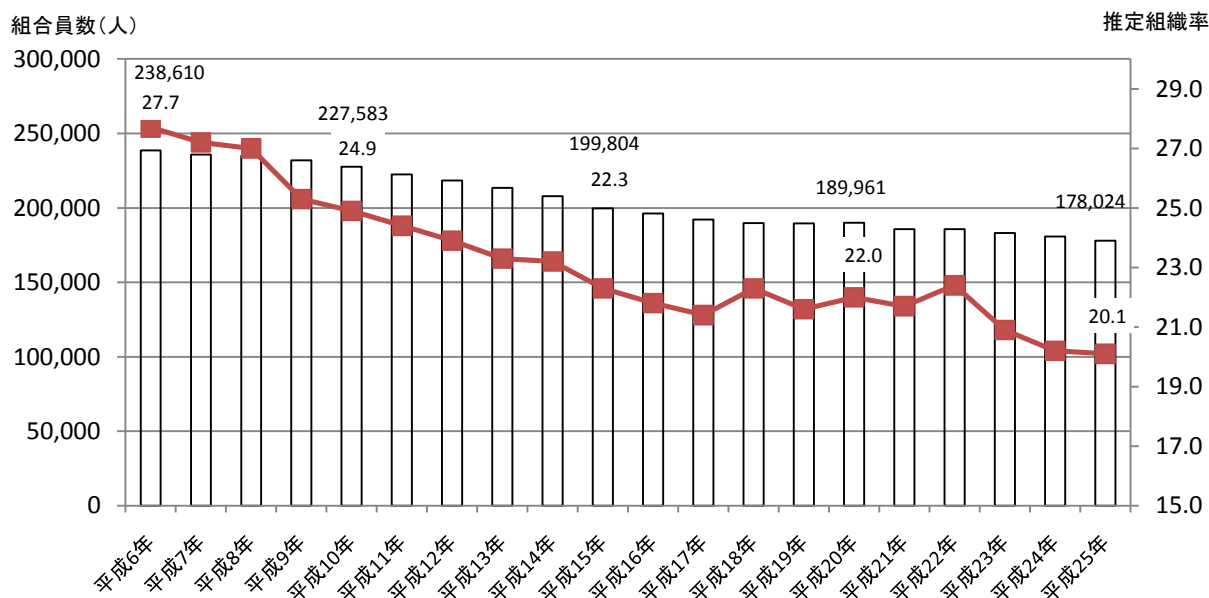
しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中

商工労働部労働雇用課調査情報係
課長 濱村 圭一 担当 中島百合子
電話 026-232-0111(代表) 内線2476
026-235-7119(直通)
FAX 026-235-7327
E-mail rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

第1表 過去の年次別組合数、組合員数及び推定組織率

年次	組合数		組合員数		推定組織率 %
	組合 数	対前年増減 組合 数	人	対前年増減 人	
平成6年	2,064	△ 10	238,610	171	27.7
平成7年	2,038	△ 26	235,856	△ 2,754	27.2
平成8年	2,046	8	234,853	△ 1,003	27.0
平成9年	2,033	△ 13	231,912	△ 2,941	25.3
平成10年	2,007	△ 26	227,583	△ 4,329	24.9
平成11年	1,980	△ 27	222,532	△ 5,051	24.4
平成12年	1,981	1	218,367	△ 4,165	23.9
平成13年	1,956	△ 25	213,432	△ 4,935	23.3
平成14年	1,883	△ 73	207,845	△ 5,587	23.2
平成15年	1,840	△ 43	199,804	△ 8,041	22.3
平成16年	1,807	△ 33	196,196	△ 3,608	21.8
平成17年	1,750	△ 57	192,116	△ 4,080	21.4
平成18年	1,652	△ 98	189,796	△ 2,320	22.3
平成19年	1,629	△ 23	189,666	△ 130	21.6
平成20年	1,602	△ 27	189,961	295	22.0
平成21年	1,541	△ 61	185,775	△ 4,186	21.7
平成22年	1,518	△ 23	185,672	△ 103	22.4
平成23年	1,504	△ 14	183,190	△ 2,482	20.9
平成24年	1,492	△ 12	180,685	△ 2,505	20.2
平成25年	1,496	4	178,024	△ 2,661	20.1

図1 年次別労働組合員数・推定組織率の推移



【注1】推定組織率とは、「経済センサス基礎調査」の雇用者数(平成22年次までは「事業所・企業統計調査」の雇用者数)から、警察、消防などの職員を除いた組合結成可能な雇用者数に占める労働組合員数の割合。

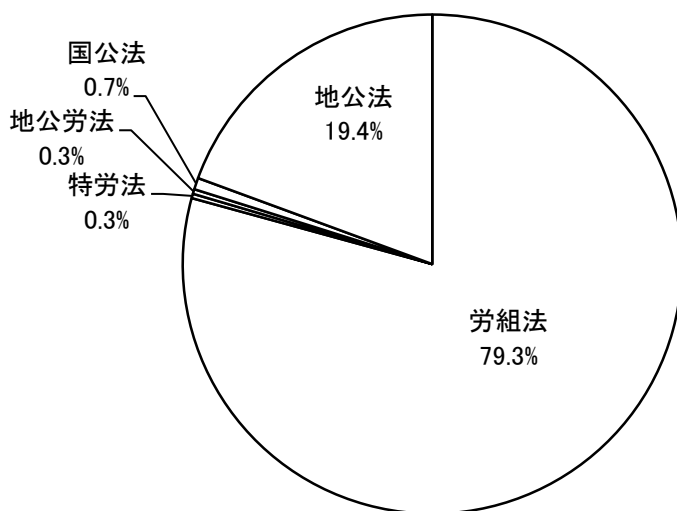
【注2】推定組織率は、平成19年次から平成22年次までは平成18年の事業所・企業統計調査に、また、平成23年次からは、平成21年の経済センサス基礎調査に、「毎月勤労統計調査地方調査(長野県)」の常用雇用者数の増減率により雇用者数の補正を行っている。

第2表 適用法規別組合数及び組合員数

	平成25年				平成24年				対前年増減	
	組合数	構成比	組合員数	構成比	組合数	構成比	組合員数	構成比	組合数	組合員数
	組合	%	人	%	組合	%	人	%	組合	人
総数	1,496	100.0	178,024	100.0	1,492	100.0	180,685	100.0	4	△ 2,661
労組法	1,068	71.4	141,104	79.3	1,066	71.4	143,385	79.4	2	△ 2,281
特労法	5	0.3	510	0.3	5	0.3	484	0.3	0	26
地公労法	17	1.1	542	0.3	17	1.1	552	0.3	0	△ 10
国公法	36	2.4	1,334	0.7	35	2.3	1,310	0.7	1	24
地公法	370	24.7	34,534	19.4	369	24.7	34,954	19.3	1	△ 420

【注】構成比の合計は、四捨五入の結果100.0にならない場合がある。

図2 平成25年適用法規別組合員数の構成状況



【注】表の略称は次のとおり

- 労組法 労働組合法
- 特労法 特定独立行政法人の労働関係に関する法律
- 地公労法 地方公営企業等の労働関係に関する法律
- 国公法 国家公務員法
- 地公法 地方公務員法

第3表 労組法適用組合の産業別組合数及び組合員数

産 業	平成25年		平成24年		対前年増減	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
全産業	1,068	141,104	1,066	143,385	2	△ 2,281
農業、林業	6	72	5	68	1	4
建設業	55	19,986	54	20,248	1	△ 262
製造業	367	58,930	363	59,728	4	△ 798
食料品製造業	37	2,474	40	2,528	△ 3	△ 54
非鉄金属製造業	11	940	11	1,064	0	△ 124
金属製品製造業	27	2,507	28	2,542	△ 1	△ 35
はん用機械器具製造業	12	1,623	12	1,588	0	35
生産用機械器具製造業	29	3,952	29	4,005	0	△ 53
業務用機械器具製造業	40	4,230	39	4,280	1	△ 50
電子部品・デバイス・電子回路製造業	34	7,147	33	7,191	1	△ 44
電気機械器具製造業	46	10,902	45	11,259	1	△ 357
情報通信機械器具製造業	17	13,197	18	13,819	△ 1	△ 622
輸送用機械器具製造業	36	7,052	36	6,919	0	133
その他の製造業	78	4,906	72	4,533	6	373
電気・ガス・熱供給・水道業	12	2,883	12	2,949	0	△ 66
情報通信業	37	3,131	38	3,822	△ 1	△ 691
運輸業、郵便業	193	9,303	198	9,312	△ 5	△ 9
卸売業、小売業	81	10,478	80	10,787	1	△ 309
金融業、保険業	81	8,652	81	9,073	0	△ 421
不動産業、物品賃貸業	4	34	4	36	0	△ 2
学術研究、専門・技術サービス業	9	565	10	577	△ 1	△ 12
宿泊業、飲食サービス業	10	644	10	646	0	△ 2
生活関連サービス業、娯楽業	4	121	4	133	0	△ 12
教育、学習支援業	34	979	35	1,007	△ 1	△ 28
医療、福祉	92	15,078	92	14,800	0	278
複合サービス事業	48	9,465	48	9,471	0	△ 6
サービス業(他に分類されないもの)	20	325	20	300	0	25
分類不能の産業	15	458	12	428	3	30

日本標準産業分類(平成19年11月改定)による。

第4表 主要労働団体別組合数及び組合員数

団体名	平成25年		平成24年		対前年増減	
	組合	人	組合	人	組合	人
連合長野	821	106,744	836	111,785	△ 15	△ 5,041
県労連	163	22,315	168	21,124	△ 5	1,191

【注】連合長野……日本労働組合総連合会長野県連合会
 県労連……長野県労働組合連合会

第5表 パートタイム労働者の労働組合員数

	平成25年		平成24年		対前年増減	
	組合	人	組合	人	組合	人
組合員数		7,597		7,485		112
全労働組合員数に者に占める割合		4.3%		4.1%		

【注】「パートタイム労働者」とは、その事業所の一般労働者より1日の所定労働時間が短い者、1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が少ない者又は事業所においてパートタイマー、パート等と呼ばれている労働者をいう。

(参考)

組合数は、下記Aの単位組合及び単一組合のうち単位扱組合(支部・分会等)の数を算出、組合員数は、下記Aの組合員数に連合扱B(地方本部等)と本部Cに直接加盟する非独立組合員数を加算して算出している。

